

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の背景と目的

1-1. 策定の背景

〈都心臨海部について〉

都心臨海部は、横浜開港の地であり、港町・横浜を象徴するエリアです。横浜三塔や赤レンガ倉庫をはじめとした歴史的建造物、山下公園、日本大通り、みなとみらい21地区などがあり多くの市民や観光客が訪れる観光地であるとともに、経済の中心を担う地域でもあり、市全体の発展をけん引する役割を担っています。

〈これまでの取組〉

■ライトアップヨコハマ

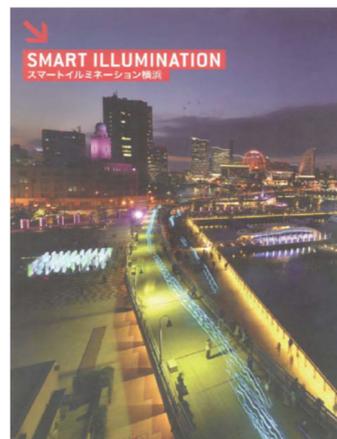
本市では、昭和61(1986)年に全国に先駆けて開催した「ライトアップヨコハマ」をはじめ、夜間景観を楽しむ取組を行ってきました。関内エリアを中心に開催したこのイベントでは、開港記念会館や横浜海岸教会など12の歴史的建造物を一斉にライトアップすることで、夜の賑わいを演出するだけでなく、開発圧力により消えつつあった、横浜の個性とイメージを形成する大切な歴史的建造物に目を向け、まさに「光を当てる」ことで横浜の魅力をPRしました。

まだ「ライトアップ」という言葉が一般的には使われていなかった時代に、市民・マスコミからの反響は大きく、実験的取組から常設化へとつながりました。その後も実験的取組を重ねながら、山手や新港地区などより広いエリアの歴史的建造物や、ベイブリッジなどの港を象徴するシンボルに対象を広げ、ライトアップは横浜における夜の都市を総合的に演出する手法として確立されました。

街の“あかり”といえは交通安全の確保のための街路灯や防犯灯、商業用のネオンサイン等がほとんどであった時代に、夜の都市を人間的で魅力的な空間に見直そうとする、全く異なる発想からライトアップが生まれたといえます。



ライトアップヨコハマ
リーフレット※



スマートイルミネーション横浜(2012)
リーフレット※



夜景演出照明実験(1996・赤レンガパーク)※

※出典：ヨコハマ夜景演出事業推進協議会活動記録(1986-2014)

■景観制度による夜間景観の形成

本市ではこれまで、平成 18（2006）年に「横浜市景観ビジョン（以下、「景観ビジョン」という。）」を定め、平成 20（2008）年には景観法に基づく「横浜市景観計画（以下、「景観計画」という。）」の策定、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（以下、「景観条例」という。）」に基づく都市景観協議地区の指定など、地域特性を生かした取組を進めてきました。また、夜間に関しても地区ごとの特性を生かし、街のシンボルを際立たせるなど、落ち着いたある夜間景観の形成・誘導を行ってきました。

〈夜間景観を取り巻く状況の変化〉

街のシンボルとなる塔や神社仏閣、橋梁、樹木（銀杏や紅葉など）や滝などのライトアップや、普及啓発等を目的とした建築物のカラーライトアップなど、夜間における光の演出は今や全国的に行われています。また、クリスマスシーズンには商業施設だけでなく個人宅でも電飾が行われるなど、屋外空間や都市空間における光による演出は身近なものとなっています。

さらに近年では、多色 LED ライトやプロジェクションマッピングなど、光を演出する技術が急速に発展し、民間施設においても夜間の照明演出がしやすい環境が整ってきています。また、ナイトタイムエコノミーを推進するなど、夜間においても屋外空間や都市空間を楽しむニーズが高まっています。都心臨海部では、夜の横浜の新しい魅力を体験してもらうために、街と連携して「創造的イルミネーション事業」に取り組んでいるほか、様々な夜間のイベントが行われています。

景観制度においては、市として目指すべき夜間景観の大まかな方向性を示すにとどまり、また、日常の夜間景観を想定した基準となっているなど、イベントによる夜間景観の演出や様々な照明演出技術の発展への対応も必要な状況にあります。さらに、地球温暖化対策や生物多様性保全の取組、SDGs の推進として、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー等による脱炭素化の取組を進めることも必要です。

これまでの取組における考え方を継承しながらも、上記のような夜間景観を取り巻く状況の変化に積極的に対応することで、これからも横浜の都市の魅力を生み、より一層高めていく必要があります。港や歴史、建築物といった横浜の景観資源を生かしながら、夜間においても横浜ならではの景観をつくり・守り・はぐくみ・魅力的なものにしていくため、市として目指すべき夜間景観の方向性を示すガイドラインを定めます。

1-2. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、都心臨海部が目指す夜間景観のあり方を示し、景観形成に関わる様々な主体が一体となって横浜らしい魅力的な夜間景観形成を進めていくための指針です。

市民・事業者・行政それぞれが、夜間景観形成の方向性や演出方法等に対する理解を深め、個別の計画や設計に適切に反映するとともに、市民や観光客が楽しむことのできる光のイベント等が一層促進されることにより、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために策定するものです。

本ガイドラインの活用により、都心臨海部における経済活性化やナイトタイムエコノミーの取組がより一層推進されることを期待しています。

また、本市では脱炭素化社会の形成に向けて取り組んでいることから、夜間のライトアップ等の電力使用に際しても、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化対策などを積極的に推進します。



1-3. ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、公共施設、民間施設の別に関わらず、都心臨海部を対象範囲とします。なかでも、景観推進地区（景観計画）および都市景観協議地区として指定され景観制度上のルールが定められている関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区については、第4章で各地区における具体的な方針や配慮事項を示します。

また、都心臨海部以外の地域においても、必要に応じて本ガイドラインの考え方や演出方法等を活用・展開していくことで、魅力的な夜間景観の形成に寄与することを期待しています。

2. ガイドラインの位置づけ

景観ビジョンでは、横浜らしい景観をつくるポイントのひとつとして、「街の個性を引き立たせる夜間景観」を掲げています。

また、景観ビジョンのもと、**景観法**に基づき基本的・定量的なルールを定めた「**景観計画**」、**景観条例**に基づき魅力ある都市景観の創造に向けて一定の行為に対して市と協議（都市景観協議）を行うことを定めた「**都市景観協議地区**」の二つの制度により、夜間景観の演出等への配慮を求めています。

さらに、本ガイドラインの対象である都心臨海部に含まれる関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区では、各地区ごとに策定している**都市景観形成ガイドライン**において、それぞれの地区の方針や具体的な取組内容を示しています。

本ガイドラインは、都心臨海部において横浜らしい魅力ある夜間景観を形成するための方向性やポイントを示したものであり、上位計画や関連計画、各種関連施策等との連携を図りながら運用を行います。

